

金融商品に関する所得課税のあり方

平成14年5月14日
東京大学 神田秀樹

1. 問題の所在

- 金融商品に関する従来の所得課税は、商品ごと、所得分類ごとに応じて異なる
- 土地税制と株式税制は、政治状況を反映して過去転々と変遷しすぎ
- 金融技術革新等の結果、商品や所得分類の変更がきわめて容易
- 所得の捕捉、税の執行が一般に困難（海外所得を含む）
- 唯一それなりに横断的に対応しているのが、源泉分離所得課税

2. 方向感

- 税の作りなおしが必要
- 商品ごと、所得分類ごとに異なる課税をする考え方を変更し、横断的に課税を行う（「金融所得」とでも呼ぶべき整理を行う）
- 原資産の分類に応じた課税を廃止し（信託、デリバティブ、ファンド等）、仕組みの経済実体に応じた課税に作りかえる
- 利子所得の源泉分離所得課税（および「金融類似商品」課税）は、若干の整理をしたうえで維持（ただし「預貯金類似商品」課税と呼ぶべき）
- メインは「リスクを伴う金融商品」についての課税（正確には、預貯金とは異なるようなリスクを伴う金融商品についての所得課税）
- そのような金融商品についての所得課税は、現行では整理がついていない（株式のみ過去転々と変遷）。
- 現行税制の基本の抜本変更までは検討する必要なし

3. イメージ

分離課税 (特則)	源泉分離 預貯金利子 同類似商品	源泉又は申告分離	
総合課税 (本則)	(なし)	リスクある金融商品からの所得 (譲渡益<取得価額控除>も原則含む) ○必要経費控除 ○損益通算 (金融所得の範囲に限定)	譲渡損益通算の特例 (損益通算は譲渡損益に限定)

(注) 源泉徴収制度および法定調書制度は拡充する。